

稲沢市市民参加条例に規定する市民参加手続の平成21年度実施状況について（報告）

1 概要

稲沢市市民参加条例（以下「条例」という。）第10条の規定では、市民参加手続の対象となる施策ごとに、市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならないとされていますが、1年度中の実施状況を取りまとめて公表することは規定していません。

しかし、市民参加をより推進していくためには、市民と市の双方が市民参加の現状を情報共有することが重要です。特に、市職員が全庁的状况を認識することは、市が市民参加の推進に真摯に取り組むために欠かせません。

そこで、各部課（条例に規定しない議会事務局を除く。）を対象に、平成21年度の市民参加手続の実施状況を調査しました。

なお、条例以外の法令等により実施するもの（第6条第2項第1号）についても市民参加の取組みといえることから、今回、調査の対象に含めました（【表1】参照）。

その結果、7課の8事業において、17件の手続が行われていることが分かりました。

【表1】調査の対象

条例を適用するもの	市民参加手続を実施	第6条第1項 (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	調査対象としたもの
	市民参加手続を実施しない	第6条第1項ただし書き 「緊急その他やむを得ない理由があるとき」 ⇒（注）第3項により、実施しなかった理由を公表	
条例を適用しないもの	市民参加手続を実施	第6条第2項 (1) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの	
	市民参加手続を実施しない	第6条第2項 (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの	

2 対象別の実施状況

市民参加手続を実施した施策等について、上記の調査範囲により対象別に区分すると、市全体では8事業の実施がありました（【表2】参照）。

なお、市民参加手続を実施した事業の名称は、別表のとおりです（【表3】参照）。

【表2】市民参加手続を実施した事業数

市民参加条例の条項等			事業数	構成比 (%)
第6条第1項 (市民参加の対象)	第1号	市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	4	50.0
	第2号	市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	0	0.0
	第3号	広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃	0	0.0
	第4号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	0	0.0
	第5号	前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	4	50.0
その他の法令等	他の法令等により、市民参加手続を実施するもの	0	0.0	
計			8	100.0

【表3】市民参加手続を実施した事業の名称

市民参加条例の条項等	事業名
第6条第1項	第1号 稲沢市地域福祉計画策定事業、 次世代育成支援対策推進法に基づく稲沢市行動計画(後期計画)策定事業、 路上喫煙禁止区域の指定、都市と緑のマスタープラン策定事業
	第5号 行政改革推進事業、稲沢市病院改革市民評価委員会、 コミュニティバス運行事業、稲沢市子ども読書活動推進計画策定事業

3 手続別の実施状況

市民参加の具体的な方法については、条例第7条に定めています。

第1号に「審議会等の設置」、第2号に「パブリック・コメント手続」、第3号に「ワークショップ手続」、第4号に「公聴会手続」、第5号に「アンケート調査」を各々規定しています。また、第6号には、「前各号に掲げるもののほか、市の実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法（例．インタビュー（ヒアリング）、作文・アイディアの募集）」を規定し、上記の5手続以外であっても適用できることとしています。

平成21年度中に本市が実施した市民参加の方法及びその実施件数を見てみると、1つの事業につき複数の市民参加の方法を実施したものがあつたため、市全体では、4手続で17件の実施があつました（【表4】参照）。

方法別の件数を見てみると、第1号の「審議会等の設置」が最も多く、稲沢市地域福祉計画策定事業など（7事業）で7件実施され、全体の41.2%を占めました。

次に多かつたのが、第2号の「パブリック・コメント手続」で、コミュニティバス運行事業など（6事業）で6件実施され、全体の35.3%を占めました。

【表4】市民参加の方法と対象条項等

条例条項		市民参加手続	実施件数	構成比 (%)
第7条 (市民参加手続の方法)	第1号	審議会等の設置	7	41.2
	第2号	パブリック・コメント手続	6	35.3
	第3号	ワークショップ手続	1	5.9
	第4号	公聴会手続	0	0.0
	第5号	アンケート調査	3	17.6
	第6号	インタビュー（ヒアリング）	0	0.0
		作文・アイデア等の募集	0	0.0
その他		0	0.0	
計			17	100.0

市民参加手続の実施に当たっては、市民参加の対象となる施策等の内容や、施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した市民参加方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう工夫をして行うことが必要です。

そのため、条例第7条では、第1号の「審議会等の設置」から第6号の「前各号に掲げるもののほか、市の実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法（例、インタビュー（ヒアリング）、作文・アイデアの募集）」のうち1つ以上を実施することを義務付けています。

ただし、単に実施件数が多ければ良いというものではなく、事業ごとにふさわしい手続を選択していくことが大切です。

なお、平成21年度中に実施した事業のうち、1つの事業で複数の市民参加の方法を併用したものは、6事業で、全体の75.0%を占めました。

このうち、最も多くの方法を併用した事業は、4つの方法を併用した稲沢市地域福祉計画策定事業でした。

以下、3つの方法を併用したものは、次世代育成支援対策推進法に基づく稲沢市行動計画（後期計画）策定事業の1事業、2つの方法を併用したものは、路上喫煙禁止区域の指定など4事業でした（【表5】参照）。

このことから、施策等の内容に応じ、複数の市民参加手続の方法を併用することで、より広範に市民の皆さんの意見等を求め、事業を進めていこうとする姿勢を伺うことができます。

【表5】同一事業で実施した市民参加手続の数

市民参加手続		事業数	構成比 (%)
複数の市民参加手続を併用した事業		6	75.0
4つの方法を併用	①審議会等の設置、②パブリック・コメント手続、 ③ワークショップ手続、④アンケート調査	1	12.5
	小計	1	12.5
3つの方法を併用	①審議会等の設置、②パブリック・コメント手続、 ③アンケート調査	1	12.5
	小計	1	12.5
2つの方法を併用	①審議会等の設置、②パブリック・コメント	3	37.5
	①パブリック・コメント手続、②アンケート調査	1	12.5
	小計	4	50.0
計		6	75.0
1つの市民参加手続を実施した事業		2	25.0
	審議会等の設置	2	25.0
計		2	25.0
計		8	100

4 手続実施の留意事項

市民参加手続すべてに共通することとして、実施前、実施中及び実施後の各情報に関して公表することを条例第10条の規定により義務付けています。

また、平成21年度中の実施件数が最も多かった「審議会等の設置（7件）」については、会議の公開、会議録の公表及び審議会等委員の市民公募を求めています。

しかしながら、今回の調査結果を見ると、会議の公開及び委員の市民公募がいずれも低調でした（【表6】参照）。

【表6】審議会等における項目別実施状況

項目	実施	未実施	規定なし	実施率 (%)
会議の公開	0	5	2	0.0
会議録の公表	5	2	—	71.4
委員の公募	3	4	—	42.9

会議の公開については、2回目以降の会議ではその是非について委員に諮りづらいこと、また、市民公募については、条例施行前から委員が決まっている場合、任期中に新たに市民公募を行うことが不可能であることなどが、低調となった理由ではないかと考えられます。

今後は、委員の改選等を契機に、市民公募を行い、会議の公開等についても初回の会議において諮った上で実施していくことが求められます。

続いて実施件数が多かった「パブリック・コメント手続（6件）」については、市民からの意見提出期間を、市民が意見を提出するために必要と判断される期間等を考慮し、30日以上とすることを求めています。

しかしながら、調査結果を見ると、その多くが作業スケジュール等の都合により、期間を30日以下に設定していたことが分かりました（【表7】参照）。

【表7】パブリック・コメント手続における意見提出期間

15日未満	15日以上 30日未満	30日以上	実施率 (%)
0	4	2	33.3

提出期間を短くしてしまうと、市民への十分な周知が図られないまま期限を迎えてしまい、幅広く市民から意見を募ることができず、その結果、市の施策等に満足に反映できないなど、市民参加の目的や意義を損なうことになりかねません。

したがって、今後は、市民参加の趣旨に沿った手続の運用がなされるよう、実施担当課への徹底だけでなく、全庁的に周知を図っていくことが求められます。

***** 次のページへ *****

5 対象と手続の関係

市民参加の対象別にどのような手続が実施されたかを分類すると、以下のとおりです（【表8】参照）。

これを見ると、「市の施策の基本的事項を定める計画等の策定又は変更」を実施する際は、専門的知識を持つ有識者等から意見を伺う「審議会等」を開催する一方、「パブリック・コメント手続」や「アンケート調査」などを実施することで、広く市民から意見を募り、その内容を施策等に反映していこうという姿勢を伺うことができます。

【表8】市民参加の対象と手続による分類

		第7条（市民参加手続の方法）						計	構成比 （%）
		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号		
第6条第1項 （市民参加の対象）	第1号	4	4	1	0	2	0	11	64.7
	第2号	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	第3号	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	第4号	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	第5号	3	2	0	0	1	0	6	35.3
その他の法令等		0	0	0	0	0	0	0	0.0
計		7	6	1	0	3	0	17	100.0
構成比（%）		41.2	35.3	5.9	0.0	17.6	0.0	100.0	

6 まとめ

今回調査を実施したことにより、次の課題があることが分かりました。

まず、全体の課題としては、市民参加手続を実施した施策等が非常に少なかったことが挙げられます。

条例第6条第1項の第1号から第4号の規定によって、明確に対象として義務付けられたものについては、意識が持って取り組まれたのに対し、第5号の「特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの」については、裁量的に実施される対象であるため、意識が低かった、又は、意識がされていなかったのではないかと考えられます。

一方、個々の手続の課題としては、次のものが挙げられます。

「審議会等の設置」については、会議録の公開は行われているが、委員公募や会議公開が行われている事例はほんの僅かでした。

よって、今後は、委員の改選等を契機に、委員を公募するとともに、会議の傍聴についても併せて実施していくことが求められます。

なお、今回の調査では、条例に規定する市民参加の対象を主な調査対象としたことから、条例施行前に策定された既存計画等の進捗を審議するもの、又は、条例施行前に委員構成が決まっているもの等、従来型の方法で開催された審議会等については、特に調査対象となりませんでした。

しかし、市の設置している審議会等の多くがこうした従来型の審議会等であることから、これらについても、同様に市民参加手続を実施していかなければ、条例の趣旨が実現されない懸念があります。

よって、今後は、市が設置している審議会等を全庁的に洗い出し、委員の公募や会議の公開を求めていく等の対応が必要になると考えられます。

次に、「パブリック・コメント手続」については、少数の市民が一方通行で意見を述べるものであり、審議会等のように複数回のやりとりによって議論を深めたり、アンケート調査のように多数の意見を集めたりするものではありません。

条例では、市民参加手続を1つ以上実施することを義務付けていますが、「パブリック・コメント手続」を実施する場合は、その他の手続も併用して実施することが望ましいと考えられます。

今回の調査では、「パブリック・コメント手続」を単独で実施した事例はありませんでしたが、今後、注意が必要です。

以上の課題を踏まえて、今後も引き続き調査・研究に努めるとともに、更なる市民参加の推進に向けて努めていきます。

平成22年4月19日

市長公室企画課 企画グループ